

第1回・第2回研究会における議論

論点（1）消費者契約法の規律に求められる具体度について

- (A) 概括的・包括的で汎用性のある規律、(B)適用対象が明確な具体性の高い規律のいずれとすることが望ましいか（又はその両方か）。
 - 相談現場、ADR等における「使い勝手」をどのように評価するか。
 - 実体規定の創設のほか、努力義務／自主規制の活用等についてどのように考えるか。

論点（2）いわゆる「つけ込み型」不当勧誘に係る取消権について

- 民法との関係（意思表示論、行為能力制度等）についてどのように考えるか。
 - 特に、オンライン取引や、人間の行動心理的特性（知識、思考力や考える時間があっても間違いうるケース等）を利用した勧誘等
 - 競争法的な視点を組み入れた形での戦略を考えるべきではないか。
- 法による保護の対象とすべき事案の特定及び既存の規律による救済可能性との関係についてどう考えるか。
 - 社会通念上問題がないと思われる行為態様との区別
 - 行政規制（例えば適合性原則、消費者信用法制等）や現行の消費者契約法の規律等（例えば、過量契約における同種性の評価、取消しの時効期間）との関係

論点（３） 「平均的な損害」に係る立証負担の在り方について

- 「平均的な損害」の意義について、どのように考えるか。
 - 例えば、契約締結後にすぐ解約が行われた場合や、安価な料金設定と引き換えに高いキャンセル料を設定する場合など、キャンセル料の持つ多面的な機能をどう考えるか。
 - 「逸失利益」の意義は事案によって必ずしも一様ではないという点をどのように考えるか。
- 推定規定とそれ以外の立証負担軽減の仕組み（訴訟上の仕組み、実体的な資料請求権）について、それぞれどのように考えるか。
 - 推定の前提となる事実をどの程度の経験則で支えるか。業界「横並び」の基準じたいの妥当性や、当該事業者を基準とする9条1号との関係をどう考えるか。
 - 訴訟において事業者が提出すべき資料として何を想定するか。また、営業秘密が含まれる場合、これを守る仕組みをどのように考えるか。
- 相互補完としての約款とその情報開示の在り方について、どのように考えるか。
- クーリングオフを補完する機能を9条1号に一部担わせていることについてどう考えるか。

論点（４） 約款の事前開示、情報提供の考慮要素等について

- 約款の事前開示について、債権法改正（定型約款に係る規律の導入）の影響をどのように考えるか。
- 情報の「伝え方」（表示方法、タイミング等）について、人間の行動心理的特性の問題も踏まえつつ、どのように考えるか。
- 成年年齢の引き下げを見据え、消費者一般に知られるべき情報をメッセージとして発信するという消費者契約法の役割についてどのように考えるか。また、年齢に着目した保護ルールについてどのように考えるか。